

「不祥事予防のプリンシプル」も踏まえた

事例でみる 不正リスクの許容ライン

- I 6つの原則で事前に防ぐ
「不祥事予防のプリンシプル」のポイント
- II DDを万能視せず対策を
M&Aに関する不正リスクの許容ライン
- III ビジネス常識が通用しなければ撤退も
中国企業取引に関する不正リスクの許容ライン
- IV 調査するならグループ全体を
再度不正が発生した場合の不正リスクの許容ライン
- V 権限の集中を避けることに尽きる
従業員の横領に関する不正リスクの許容ライン

米澤 勝(税理士・公認不正検査士)

不正会計やデータ偽装など、企業不祥事が多発している昨今、不正に対する予防策を講じる必要性が高まっている。しかし、企業の不正を完全に予防しようとすれば膨大なコストがかかることになり、不正リスクをどこまで許容するか、必要最小限の対策はどこまですればよいのか、悩ましい問題である。

そこで、3月30日に日本取引所自主規制法人から公表された「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の内容も踏まえつつ、不正に関する失敗事例をもとに、不正リスクの許容ラインをどこに引くべきか、解説してもらった。